

第 4 回労務費の基準 WG「労務費・賃金の行渡りについて」資料

2025 年 2 月 26 日 全国建設労働組合総連合

1. 団体としての基本方針

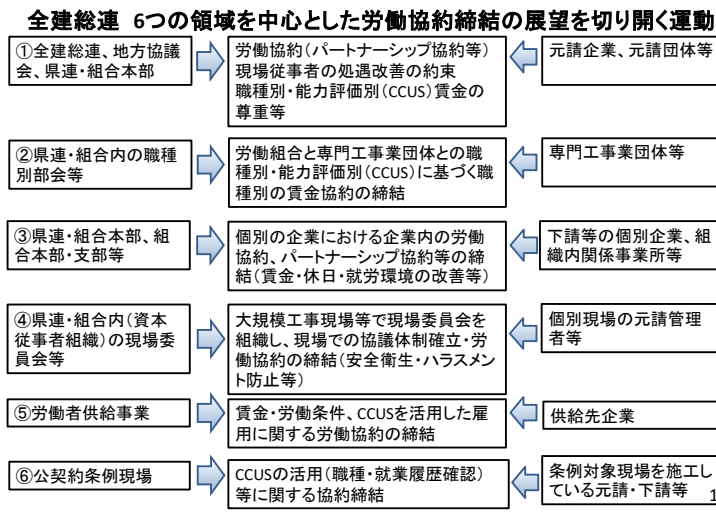
書面による合意・契約に基づく「請求権発生」、契約前の標準見積書作成を徹底し、適正な労務費・法定福利費・工期等の確実な確保を原則とした取り組みを推進。

2. 適正な賃金の支払い等について

- 労働者は使用者と労働契約を締結し、賃金請求権や労働法適用による権利保障の獲得。
- 働き方改革対応と併せた法令順守の徹底等。

取り組まなければならない必須事項	
☐ 書面による労働契約の締結	
☐ 法定 4 帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）・有給管理簿の完備	
☐ 年次有給休暇の年 5 日取得義務への対応	
☐ 労働時間の管理（タイムカード整備、勤怠管理アプリ、CCUS 等の活用）	
☐ 労働時間の明確化、就業規則の作成・整備の実施、育児休業等への対応	
☐ 届出義務のある事業所（常時 10 人以上の労働者を使用）の就業規則の作成	
☐ 時間外労働がある場合、36 協定の提出	
☐ 時間外労働への適正な割増賃金支払い、月 60 時間超の時間外労働の割増率引き上げへの対応	
☐ 時間外上限規制（原則月 45 時間）への対応・対策、生活（収入）保障を観点とした月給制導入の検討。 1 日 8 時間・週 40 時間就労・週休 2 日の実施とそれに伴う賃金・単価の引き上げ、適正な工期確保。	
☐ 一人親方との取引・就業実態把握、雇用と請負の明確化	
☐ 国交省「社保加入下請指導ガイドライン」周知、「働き方自己診断チェックリスト」の活用・現場での運用	
☐ 改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）への具体的な対応	

○公共工事設計労務単価、CCUS レベル別年収等を参考とした、労働協約締結の推進。



※能登半島豪雨災害では、地元工務店と労働者供給事業で適正賃金を確保した応急仮設木造住宅を建設。

○公共工事における「公契約条例」制定の推進（33 自治体で賃金条項型条例制定）

3. 適正な労務費の確保等について

○標準見積書を活用した、適正な労務費、法定福利費、必要経費、工期等の確保。

○一人親方（個人事業者）における見積り作成、書面契約の徹底、建設業法・フリーランス新法等を根拠とした適正取引の推進。国交省作成「働き方自己診断チェックリスト」等を活用した雇用と請負の明確化。

4. 労務費・賃金の行き渡りに関する提案等

○建設工事標準請負契約約款等、請負契約における適正な賃金・労務費確保に関する事項の明文化検討。

<例>

■注文者、受注者及び受注関係者（再下請負人）は、本契約に係る工事を請負う事業者に対し、見積り等で合意した労務費の基準（標準労務費）に基づいた適正な労務費の確保、支払いを行う。

■受注者及び受注関係者（再下請負人）は、本契約に係る工事に従事する従事者に対し、能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払いを行う（努める）。

■受注者は、受注関係者（再下請負人）が契約した本契約に係る再下請負契約の労務費に関して、労務費の基準を著しく下回る金額となった場合、差額に相当する額を当該受注関係者と連帯（協議）して支払わなければならない。

○工事に関係する全ての事業者から、「適正な賃金支払いの誓約書」の提出を求める。

<例>

■本契約に係る工事を請負う事業者は、見積り等で合意した労務費の基準（標準労務費）に基づいた適正な労務費を確保し、当該事業者が雇用する労働者に対して、能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払いを行う（ことを約する）。

○厚労省等と連携した、雇用事業者への労働契約締結の周知・徹底。現場入場時における労働契約書の提出検討。

○施工体制台帳に添付する請負契約書の労務費部分の明示検討。

○匿名性に配慮した、下請業者、労働者等が通報しやすい相談体制の構築。

○国等における、民間工事も含めた現場従事者への賃金支払いの実態調査の実施。



ラーメンでわかる! 建設業の 「新しい取引ルール」



私たちの運動がカタチとなった! / 賃金・単価 UP

第三次・担い手3法

賃上げの
チャンス

全国の仲間が一丸となって取り組んだ
「持続可能な建設業の実現に向けた100万人国会請願署名」
国会で請願が採択され、「適正な賃金の支払い」
「労働者の処遇確保」を盛り込んだ法律が
2024年6月に成立しました!

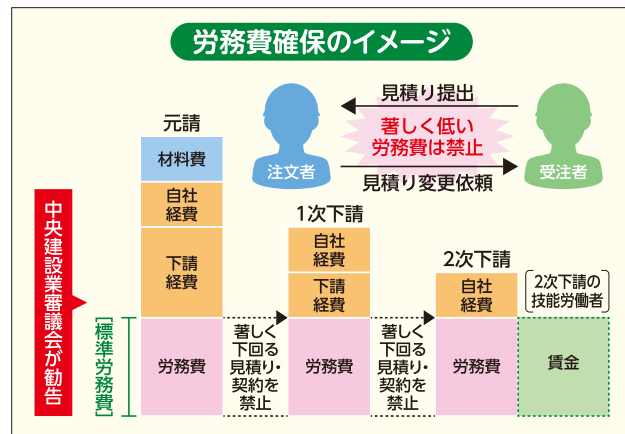


適正な賃金・労務費を「要求・請求・交渉」しよう！

建設業では厳しい就労条件を背景に、依然として就業者の減少がとまりません。一方で、「地域の守り手」として、住まいや社会インフラを支える極めて重要な役割を担っています。建設業がその役割を将来にわたって果たし続けるためには、現場の担い手確保・育成に向けた対策を強化することが急務です。

「改正担い手3法」を力に、処遇改善を実現し、持続可能な建設産業をつくりましょう。

担い手3法 改正のポイント



労働者の適正な賃金支払い・処遇確保が盛り込まれる

建設業法では「事前の見積り・対等な交渉・書面契約・適正価格」を定めています。「受注競争のために労務費を著しく低く抑える行為」は、今回の法改正で指導・監督の対象になります。「労働者の処遇確保」が建設業者の努力義務となり、「労務費の基準（標準労務費）」が作成（2025年12月施行予定）されます。「標準労務費」が建設業界の共通言語となります。

CCUS活用で経験・技能に応じた手当・賃金を

建設業法に明文化された「労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価」については、全建総連が取り組んでいる『建設キャリアアップシステム（CCUS）』のさらなる活用の方向性を示したものです。CCUSレベル別年収を基準とした、見積り作成と書面契約、労務費の確保と賃金の支払い等をしっかりと進めていかなければなりません。

違反の疑いは「建設Gメン」が実地調査・改善指導

第三次・担い手3法の成立を受け、国土交通省は建設工事の取引実態を調査する「建設Gメン」の活動を強化。疑義情報や「駆け込みホットライン」（0570-018-240）への通報を活用することで、違反の疑いがあるものを優先的に実地調査して必要な改善指導等を行うとしています。

組合から、不公正取引の現場実態など、組合員の「生声」を行政に伝えていくことが重要です。

労働者のみなさんへ

「賃金を上げて」は当然の主張です！

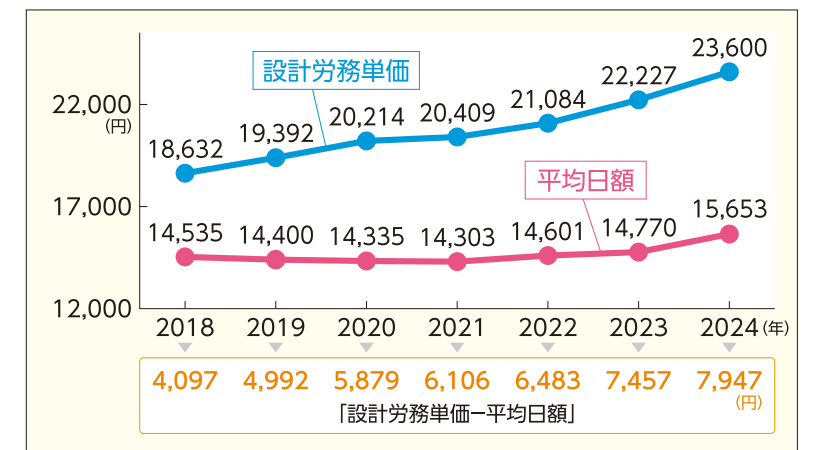


国が主導して、建設技能者の賃上げ政策が推進されていますが、私たちの賃金はわずかしか上がっていません。

肝心の技能労働者の処遇改善は進んでいません。住まいやインフラ整備など、地域産業を支える建設業の担い手確保・育成が急務となっています。

賃金引き上げ、週休2日等、処遇改善の要求・請求・交渉は国策にもかなう当然の主張です。書面で労働契約を締結し、賃上げを実現しましょう。

平均日額（労働者）と公共工事設計労務単価の推移（全建総連賃金実態調査）



事業主のみなさんへ

根拠を示して交渉することが経営と従業員を守る



資材高騰分を契約金額・価格に転嫁できなければ、事業主の経営は悪化し、従業員の賃上げ要求や働き方改革にこたえることができません。解決の道は、上位企業や発注者に請求・要求・交渉することによって、賃金・単価引き上げ、適正な労務費・価格転

嫁を実現することです。

発注者に適正に請求するうえでは、材工一式の見積りではなく、引き上げの根拠が示せる、法定福利費・必要経費・適正工期等を明示した「標準見積書の活用」が重要となります。

一人親方のみなさんへ

自分の技術・技能を安売りせず交渉を



一人親方の社会保険料等の負担は、相当額を処遇改善のために請求・確保する必要があります。

労務が中心の一人親方は、「報酬（賃金）」部分が請負契約の中に含まれてしまい、事業者間契約（請負）なのか、労働関係における労働契約（雇用）なの

かが不明確な実態が散見されます。

健康保険料や労災保険料、その他の経費などの負担分をしっかりと把握して、必要経費を加えた適正な請負金額で見積り・契約をして、労務単価引き上げを実現しましょう。

建設業の一人親方との取引にも適用される 新しい法律が11月にスタート!

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されました。

※一人親方が本法上の「特定受託事業者」に該当します。

建設業法とあわせて
一人親方が安心して
働けるように!

法律の目的

この法律は、フリーランス(一人親方含む)が安心して働ける環境を整備するため、

①一人親方と取引先企業(事業者)などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②一人親方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

建設業における法律の適用対象

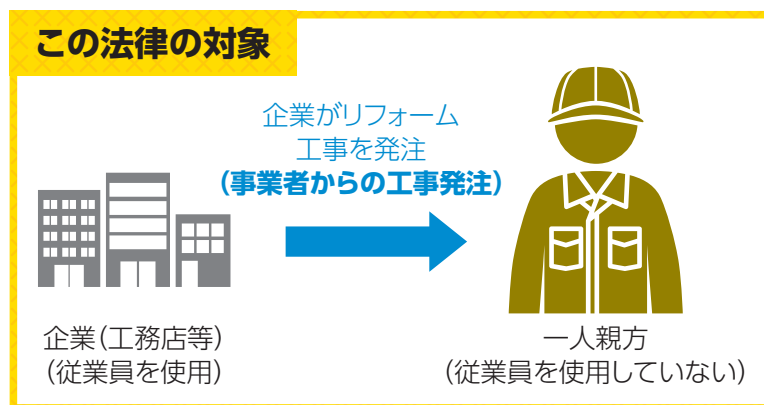
発注事業者から一人親方への「請負契約」(事業者間取引)

一人親方	請負契約の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	一人親方に工事発注する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的に一人親方と呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者(個人の施主)を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス(一人親方)」にはあたりません。

※発注事業者がタイルなどの専門工事業を行う一人親方や、個人設計士に業務委託をすることも適用対象です。

例：一人親方として働く大工の場合



この法律の対象外

消費者(個人の施主)が
リフォーム工事を発注
(事業者ではなく消費者からの請負)



消費者

- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「一人親方」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員を使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することです。
- 一人親方が同居親族のみを使用している場合は、「従業員を使用」にあたらないので法律の対象となります。

法律の内容

発注事業者(工務店等)は一人親方への発注に義務が生じます。

一人親方が安心して働けるよう発注事業者には義務が課せられています

①書面等による取引条件の明示	②報酬支払期日の設定・期日内の支払い	③禁止行為(受領拒否、報酬の減額、返品、買いたたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更及び不当なやり直し)
④募集情報の的確表示 ※「氏名・名称」「所在地」「連絡先」「業務の内容」「従事する場所」「報酬」の6事項を欠く募集には、応募しないようにしましょう。	⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮	⑥ハラスメント対策に係る体制整備(セクハラ、パワハラ等)
		⑦中途解除等の事前予告・理由開示

一人親方が別の一人親方に発注する際も、「①書面等による取引条件の明示」は義務!

一人親方

- 従業員を使用していない

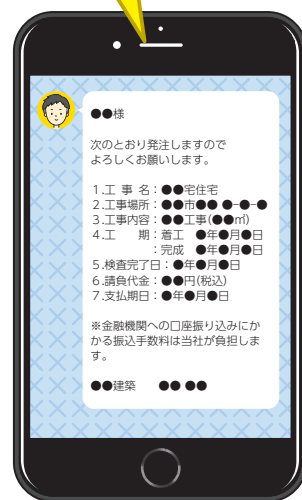


一人親方

- 従業員を使用していない



メールでもOK!



義務項目	具体的な内容
①書面等による取引条件の明示 (一人親方からの働きかけも大切)	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・一人親方の名称(屋号)」「請負契約をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」

- 法律に違反した場合は、勧告、命令と段階を踏んで、命令違反をした場合には50万円以下の罰金に処されます。
- 建設業では「建設業法」で一人親方の請負契約を含めた規定等が定められています。詳細な法律等の内容や最新の情報については、国土交通省のホームページをご覧ください。



公正取引委員会
特設サイト

**まずは電話・メールでご相談ください。
フリーランス・個人事業主などの皆様にサポートします!**

フリーランス・トラブル110番

この事業は、厚生労働省が関係省庁(内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁)と連携し、第二東京弁護士会に委託して実施しています。

契約・支払い・業務内容など、**取引上のトラブル**が相談対象です。

0120-532-110

通話無料/受付時間 9:30~16:30(土日祝日を除く)

✉ help@freelance110.jp

対面やWeb(ビデオ通話)でもご相談も受け付けています

公式サイトはコチラ
<https://freelance110.mhlw.go.jp>

公式サイトでは具体的な事例やご相談の流れなども掲載しています。



一人親方などへの建設業の下請負取引は、建設業法でも規制されています。

「下請負代金の支払遅延」「不当に低い請負代金」「不当な使用資材等の強制購入」等

国土交通省
建設業法違反通報窓口

駆け込みホットライン



0570-018-240

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間 10:00~12:00/13:30~17:00
(土日・祝日・閉庁日を除く)

FAX.0570-018-241

✉ hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います



駆け込みホットライン

中小企業をイジめるような無理な取引は見逃しません!

厚生労働省 国土交通省 チラシ



元請・下請間等に関する
トラブルの相談窓口

建設業取引適正化センター



連絡先